

随意契約ガイドライン

北斗市総務部財政課

令和5年 1月 策定

令和5年11月 一部改訂

1 基本的な考え方

地方自治体が締結する契約は、競争入札が原則であり、契約の3原則である「公正性の確保」、「経済性の確保」、「適正履行の確保」を兼ね備えた適正な契約である必要があります。例外として、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項に定められる場合に限り、随意契約とすることができるかとされておりますが、その取扱いは厳正に行わなければなりません。

本ガイドラインは、施行令に規定する随意契約に係る標準的な解釈、指針等を庁内で統一し、安易に随意契約を行うことがないようにするとともに、契約根拠を明らかにすることで、公正な契約事務が行えるよう定めるものです。

各担当課において、随意契約を締結する場合は、本ガイドラインを参考にしながら、法令根拠、随意契約とする理由、その相手方を選定した理由を明確にし、契約の適正執行に努めてください。なお、本ガイドラインで示したものに該当すれば、直ちに随意契約とするべきものではなく、契約ごとの内容、性質、目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断してください。また、過去に随意契約としていたものも、改めて点検し、契約の相手方の選定方法について、適宜見直しを行ってください。

2 ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象は、市が締結する全ての契約とします。

地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に読み替えるものとします。

3 契約の種類

市の調達における契約方法は以下の3種類に大きく分類されます。

(地方自治法第234条、施行令第167条、167条の2)

| 種類 | 意義 | 長所・短所 |
|--------|--|--|
| 一般競争入札 | 公告により不特定多数の者に競争させ、本市に最も有利な価格等を提供する者を契約の相手方として選択する方法 | <ul style="list-style-type: none">・機会均等、相手方を公平に選択できる・競争により、経済性を確保できる・不信用、不誠実な者の参加を排除できない・廉価に伴う品質等の悪化のおそれがある・手続が煩雑で時間を要する |
| 指名競争入札 | 市が資力、信用等について適切と認める特定多数の者をあらかじめ指名し、入札により契約の相手方を選択する方法 | <ul style="list-style-type: none">・不信用、不誠実な者の参加を排除できる・手続が簡単で一定の効率化が期待できる・指名範囲が固定化しやすい・他の方法に比べ談合が容易である |
| 随意契約 | 競争入札の方法によらずに、任意に選定した特定の者を相手方として契約する方法 | <ul style="list-style-type: none">・資力、信用、能力のある者を選定できる・手続が簡素で効率的である・一部の者を偏重するおそれがある・不当に高価な価格で契約するおそれがある |

4 随意契約の基本的な考え方

随意契約は以下の3つに区分されます。

下記のいずれにも該当しない場合は、随意契約はできませんので、競争入札等で調達をすることとなります。

① 少額随意契約

予定価格が施行令第167条の2第1項第1号及び北斗市契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）第25条に規定する契約の種類に応じた金額以下の契約をする場合。

② 1者随意契約

施行令第167条の2第1項第2号～第7号に該当し、契約を締結できる業者が1者に限定される契約をする場合。

③ 不落随意契約

施行令第167条の2第1項第8号～第9号に該当し、競争入札に付したが落札者がなくまたは、落札者があったが契約を締結しないときに随意契約とする場合。

※施行令第167条の2第1項第2号～第7号に該当する契約は、「1者随意契約」や「特命随意契約」などと称されますが、法令等で定めがある用語ではないため、本ガイドラインでは「1者随契」と呼称します。

5 留意事項

① 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、競争入札にできない例外的措置であるため、政令の該当が明らかであること及び真にやむを得ない理由がある場合に適用できるものと認識する必要があります。契約においては第3者が納得できる理由を明らかにした上、施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの中から適合するものを選定し関係書類に記載してください。

② 有利性の説明

少額随意契約による場合は、競争の理念に基づき、2者以上から見積書を徴取し、価格を比較検討し、原則として、最も有利な価格で見積書を提出した者を契約の相手方と契約してください。なお、施行令第167条の2第1項第2号から第9号の各号の規定により1者随契とする場合、第3者が納得できる理由を明らかにすることが必要です。単に過去の実績や「業務に精通している」、「業務内容を熟知しており信頼度が高い」、「特殊な業務」等を理由に随意契約とすることは適切ではないため、再度根拠法令に照らし合わせ、適切に事務を行ってください。

③ 1者随契とした理由の確認

1者随契とする場合は、透明性を高めるため、業者選定の経緯（契約の目的、設計内容の確認、調査、協議内容、本契約に該当する理由など）を明確にし、以下の点について発注担当課で確認を行うよう努めてください。

- ア 他の所属において類似業務の契約がなされている又は今後計画されている場合、その契約状況を把握するよう努めてください。
- イ 近隣自治体等で類似業務の契約が想定される場合又は今後計画されて可能性がある場合、その契約状況を把握するよう努めてください。
- ウ 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、選定できる業者が1者しかない状況を具体的に説明できるようにしてください。
- エ 委託する契約において、委託業務の全部又は主要な業務を再委託するなど、業務の履行に対し不適切な状況がないか把握するよう努めてください。
- オ 複数年同一業者と契約している場合、法令の改正や状況変化により、現在も競争入札ができない状況か把握するよう努めてください。
- カ 内容（仕様）の変更や工夫（業務の分離・分割等）により、競争入札ができないかどうか検討するよう努めてください。

④ 市内業者等の優先的選定

地元企業の育成及び地域経済活性化を図るため、契約の適正な履行の確保ができる範囲内において、原則として市内業者を優先して選定します。ただし、市内業者であっても競争性・公平性の観点から、原則として2者以上の業者による見積徴取を行ってください。

6 施行令第167条の2第1項第1号～第9号の考え方

施行令第167条の2第1項により定められる随意契約が可能な場合について、各号の基本的な考え方を示します。各号の法令文は施行令の引用ですが、一部要約しているものもあります。

(1) 一定金額以下の契約（施行令第167条の2第1項第1号）

売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価格（賃貸の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が、契約の種類に応じ普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

契約事務の簡素化及び効率性の観点から、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、随意契約が可能であるとされています。

契約事務規則第25条では、下記のとおり随意契約できる額の範囲を定めています。ただし、額の範囲内であっても、競争性を排除するものではなく、2者以上から見積書を徴取（見積合わせ）することが原則です。ただし、契約事務規則第29条（見積書の徴収を省略することができる場合）の規定により、**予定価格が20万円未満の場合は見積書の徴収を省略できます（令和6年度予算執行から適用）**。

施行令第167条の2第1項第2号から第9号までのいずれかに該当する場合であっても、本号の適用が優先されます。

| | 契約の種類 | 予定価格 | 説明 |
|-----|----------------|-------|--------------------|
| (1) | 工事又は製造の請負 | 130万円 | 修繕料、工事請負費 など |
| (2) | 財産の買入れ | 80万円 | 消耗品、印刷製本費、備品購入費 など |
| (3) | 物件の借入れ | 40万円 | 使用料及び賃借料 |
| (4) | 財産の売払い | 30万円 | |
| (5) | 物件の貸付け | 30万円 | |
| (6) | 前各号に掲げるもの以外のもの | 50万円 | 役務費、委託料 など |

※単価契約の場合は、予定数量もしくは期間中に想定される限度額によって判断します。

※長期継続契約等の多年度におよぶ契約は契約期間の総額によって判断します。

※本来競争入札に付する案件を合理的な理由もなく、意図的に発注を分割し、少額随意契約の案件とすることはできません。

(2) 競争入札に適しない契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

条文中の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、概ね次の場合が該当します。

- ア 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。
- イ 特殊な性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊な技術を必要とするとき。
- ウ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。
- エ 採用試験問題の作成などで市の行為を秘密にする必要があるとき。
- オ 国（公社及び公庫を含む。）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき。
- カ 学術又は技芸の保護奨励のため、試験、研究等を行う者に対し必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。
- キ 土地、建物、林野若しくはその産物等を特別の理由のある者に売り払い、又は貸し付けるとき。
- ク 特別な設備が必要な物を運送又は保管させるとき。
- ケ 公債、債権又は株券の買入れ又は売り払いをするとき。

なお、本号に該当する場合は多岐に及ぶので、上記の運用の解釈にあたっては、個別契約ごとにその特殊性や経済的合理性等に鑑みて、客観的かつ総合的に判断する必要があります。本号に該当する場合の代表的な解釈について列記しますので参考にしてください。

【工事請負等】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもので、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないと認められる工事
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要があると認められる工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等をする必要があると認められる工事
 - エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とするもの又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があると認められる工事
 - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、試験的な施工を行った者に施工させなければならぬと総合的に判断される工事
 - イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等をする必要があると認められる工事
 - ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要があると認められる工事

【物品納入・業務委託等】

- ① 業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ、初期の契約目的を達成することができない場合
 - ア 既存の情報処理システム等について、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する者にしかできない改良、改修、保守等を実施する場合
 - イ 既存の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、当該システム等を設計又は製作した者以外の者に改修等を履行させると、既存の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれのある場合
 - ウ 極めて特殊又は限定的な業務等であり、特定の設備等の有無及び地域性を考慮すると履行可能な者が限られる場合
 - エ 訴訟、調停、登記、鑑定、医療、調剤等、法律や法令等の規定により履行可能な業者が限られる場合や現に価格競争が成立していない場合
 - オ 国又は他の地方公共団体と契約する場合、もしくは共同で運営するため契約の相手方が特定される場合
 - カ 法令等により契約の相手方が特定されている場合
 - キ 共同調査、開発等を行う場合に共同して業務を行う相手方が契約した者と契約する場合
 - ク 採用試験問題の作成などで市の行為を秘密にする必要がある場合
 - ケ 市の政策目的を達成するため公共的団体と契約する場合、もしくは法令で定められた公的法人等の利益の追求を目的としない団体と契約する場合
 - コ 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手方とする場合
 - サ 新聞、雑誌、公共交通機関等への広告掲載、ラジオ、テレビ等への放送を委託する場合
 - シ 講演、研究、講座等、特別の能力を目的として業務を委託する場合
 - ス 不動産の買入れ等目的物が特定の者でなければ納入できない場合
 - セ 市内の医療機関で健康診断等を受診できるようにするため、医療機関と契約を締結する場合
- ② 経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に履行させる必要がある場合
 - ア 継続的な業務で業者を特定しないと事業そのものの継続が危ぶまれる場合
 - イ 本施工に先立ち行われる試験的な業務の結果、試験を行った者に履行させなければならぬと総合的に判断される業務
 - ウ 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に履行させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずるおそれがある場合
 - エ 施設の維持管理において、他の施設（市以外のものが所有管理する施設を含む。）と一体的に管理しなければ業務に支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしている者に委託する場合
 - オ 前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計、試験及び調査業務に係る契約で、一体の関係にある業者でないと履行が不完全になる場合
 - カ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合
- ③ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であり、一つ

一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが1者に特定される場合

④ プロポーザル方式等の企画競争により契約の相手方を予め特定している場合

⑤ その他

ア 契約諸手続のために年度当初分を前年度の契約の相手方と契約する場合

イ 新規事業者が業務実施の準備期間を必要とするため、当該準備期間中についてそれまでの契約相手方と契約する場合

ウ 契約事務規則第29条各号のいずれかに該当し「見積書の徴取を省略することができる」場合

[本市契約事務規則より抜粋]

第29条 次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 法令の規定により価格の定められている物件を買い入れるとき。

(2) 図書、定期刊行物その他市場価格をそのまま予定価格として採用して差し支えない契約をするとき。

(3) 1件の予定価格が10万円未満の契約をするとき。

(4) 国又は地方公共団体と契約するとき。

(5) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
(施行令第167条の2第1項第3号)

本号では以下の契約について、障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるかとされています。

ア 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約

イ 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約

【注意事項】

本号による1者随意随契の対象となるのは、上記のように福祉関連施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合です。工事請負契約は本号には該当しません。

なお、本号はシルバー人材センター等への業務委託等も該当しますが、本市においては該当する団体はありません。

(4) 新規事業分野の開拓事業者から新商品の買入契約をするとき
(施行令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

地方自治法施行規則第12条の3により市長の認定を受けた事業者が新商品として生産した物品等は、新規性があり、他の者による同類の物品よりも優れた機能性があり、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができると考えられることから、これらの調達には1者随契できるとされています。本号による1者随契の対象は、新商品の買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事請負契約は該当しません。

本市においては、現在のところ上記を認定した事業者は存在しませんので、**本号に該当する契約はありません。**

(5) 緊急の必要によるもの(政令第167条の2第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

「緊急の必要」とは、災害その他非常緊急時において、競争入札の方法による手続を取ると、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなほだしく不利益を被るに至るような場合をいいます。本号の適用には、これらの客観的な事実に基づいて個々具体的に認定する必要があると認められる場合、単に事務処理が間に合わない等の事務の遅延により、競争入札に付する期間が確保できないというような理由では適用できません。また、緊急性がある中でも、可能な限り複数の事業者から見積書を徴取するなど、経済的合理性に留意してください。

【工事請負等の例】

- ① 以下のような緊急に施工しなければならない工事であり、かつ、競争入札に付す時間的余裕がないと認められる場合
 - ア 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
 - イ 電気、機械設備等の故障、施設等の損壊または不具合に伴う緊急復旧工事
 - ウ 災害の未然防止のための応急工事

【物品納入・業務委託等の例】

- ① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両の借入れを緊急に実施する必要があると認められる場合
- ② 水道・下水道施設等の設備機能等の故障により、緊急に機能を復旧する必要があると認められる場合
- ③ 感染症等の蔓延防止のための薬品や衛生材料の買入れを緊急に実施する必要があると認められる場合

- ④ O Aシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じると認められる場合
- ⑤ 自然災害等により、緊急に調達の必要があると認められる場合
- ⑥ 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止に伴う資材運搬や警備等を緊急に実施する必要があると認められる場合
- ⑦ 堤防、橋りょう、遊具等の点検などの災害の未然防止のための業務を緊急に実施する必要があると認められる場合
- ⑧ 電気、機械設備等の故障、施設の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の安全性を損なうと認められる場合
- ⑨ 施設の維持管理において著しく支障をきたす破損等を緊急に修繕する場合
- ⑩ 公の秩序維持のための警備に関連する業務や災害発生時の住民避難に関する業務を緊急に実施する必要があると認められる場合
- ⑪ 解散による選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短く、緊急に必要とする備品を調達する必要があると認められる場合

(6) 競争入札に付することが不利なもの

(施行令第167条の2第1項第6号)

| |
|------------------------|
| 競争入札に付することが不利と認められるとき。 |
|------------------------|

本号は競争入札に付することが、随意契約によるよりも納期・工期や経費面で不利となることが認められる場合に該当します。本号を適用する場合は、「不利となること」の理由を具体的に説明する必要があります。

また、第6号は第2号と類似していますが、第2号はその事業者しか履行できないものであるのに対し、第6号は事業者が極めて限定されるものの、唯一性が絶対的ではない場合が該当します。

【工事請負等の例】

- ① 現に契約履行中の受注者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる工事
- ② 施行中の工事（前工事）に引き続き施工される工事（後工事）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる工事
- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる工事

【物品納入・業務委託等の例】

- ① 現に契約履行中の受注者に履行させることにより、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加業務
 - イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務
- ② 機器、設備、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないと認められる場合
 - ア 既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分な関係にあり、また、どの部分が密接不可分であるかが明確である場合
 - イ 密接に関連していることによって、故障原因の特定等が困難となることや責任区分があいまいになること又はその他の契約の目的達成が極めて困難になることが明確である場合
 - ウ 施設のドアや窓枠等に機器が多数取り付けられており、業者の変更により当該機器の取り換えが必要となる機械警備業務

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの (施行令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

「著しく有利な価格」とは、予定価格から勘案し、競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合です。ただし、公共工事の品質確保の促進に関する法律等といった品質確保に関する法令に基づく成果品の品質の確保ができること、また、著しく安価な賃金や人工を削減するといった適正な労働環境を損ねることがないなど、価格のみで決定するのではなく、品質・労働環境等を適切に確保できることが必要となります。

「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定です。本市においては、7号については原則として適用はないものとします。もし適用させる場合は、有利な価格と判断した具体的な根拠を示し、別途伺いをたてるなど、客観的に誰が見ても有利な価格であることを示す必要があります。

【工事請負等の例】

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる工事

【物品納入の例】

- ① ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき
(施行令第167条の2第1項第8号)

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

「再度の入札」とは、開札の結果、予定価格の範囲内での落札がなく、直ちにその場で行う入札(再入札)と、再度通知や公告をした後に改めて行う入札(再度公告入札)の両方を指します。

再入札においても落札がなく、これ以上入札を執行しても入札が成立することが期待できない場合は、不落随意契約とすることができます。なお、不落随意契約については、再度公告入札に付す時間的余裕の有無により判断し、時間的余裕がある場合には、資格要件や仕様の見直しを行い、原則として再度公告入札を行うことが望ましいです。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき
(施行令第167条の2第1項第9号)

落札者が契約を締結しないとき。

競争入札の結果、落札者が決定したにも関わらず、規定の期間内にその落札者が契約を締結しない場合は、改めて競争入札を行う時間がない場合もあるため、他の者と随意契約をすることができます。ただし、この場合は、履行期限を除くほか、予定価格、入札の条件を変更することはできません。本号を適用して随意契約を行う場合は、順次、次順位の者から見積書を徴取し、落札金額の範囲内において契約を締結することになります。

見積徴取の結果、全ての入札参加者が落札価格に達しなかった場合は、設計内容を変更し、改めて競争入札を行うものとします。

7 プロポーザル方式の選定

プロポーザル方式とは、委託業務等の契約の受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者から企画提案書の提出を受け、必要に応じてヒアリング等を実施したうえで、審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した受託者を特定する方法です。

① プロポーザルの種類

プロポーザル方式の形式は、公募型プロポーザルと指名型プロポーザルの2つがあります。業務の種類によって形式は選択することとなりますが、プロポーザルの性質上、広く提案を受けることが有効であることから、公募型プロポーザルとすることが望ましいと思われます。

② 対象業務

プロポーザル方式とすることができる業務は原則として次の各号に掲げるもののうち、受託者が専門性、技術力、経験、企画力、創造性等により、履行内容又は履行方法に顕著な差異が現れることが想定される業務であって、市で仕様書を定めた価格のみによる競争にはなじまないと判断される業務とします。

ア 行政計画等の調査立案業務など、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とするもの。

イ 大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な計算解析を伴う調査など、高度な知識や豊かな経験を必要とするもの。

ウ 記念品のデザインやモニュメント製作など、象徴性、記念性、芸術性、創造性等を求められるもの。

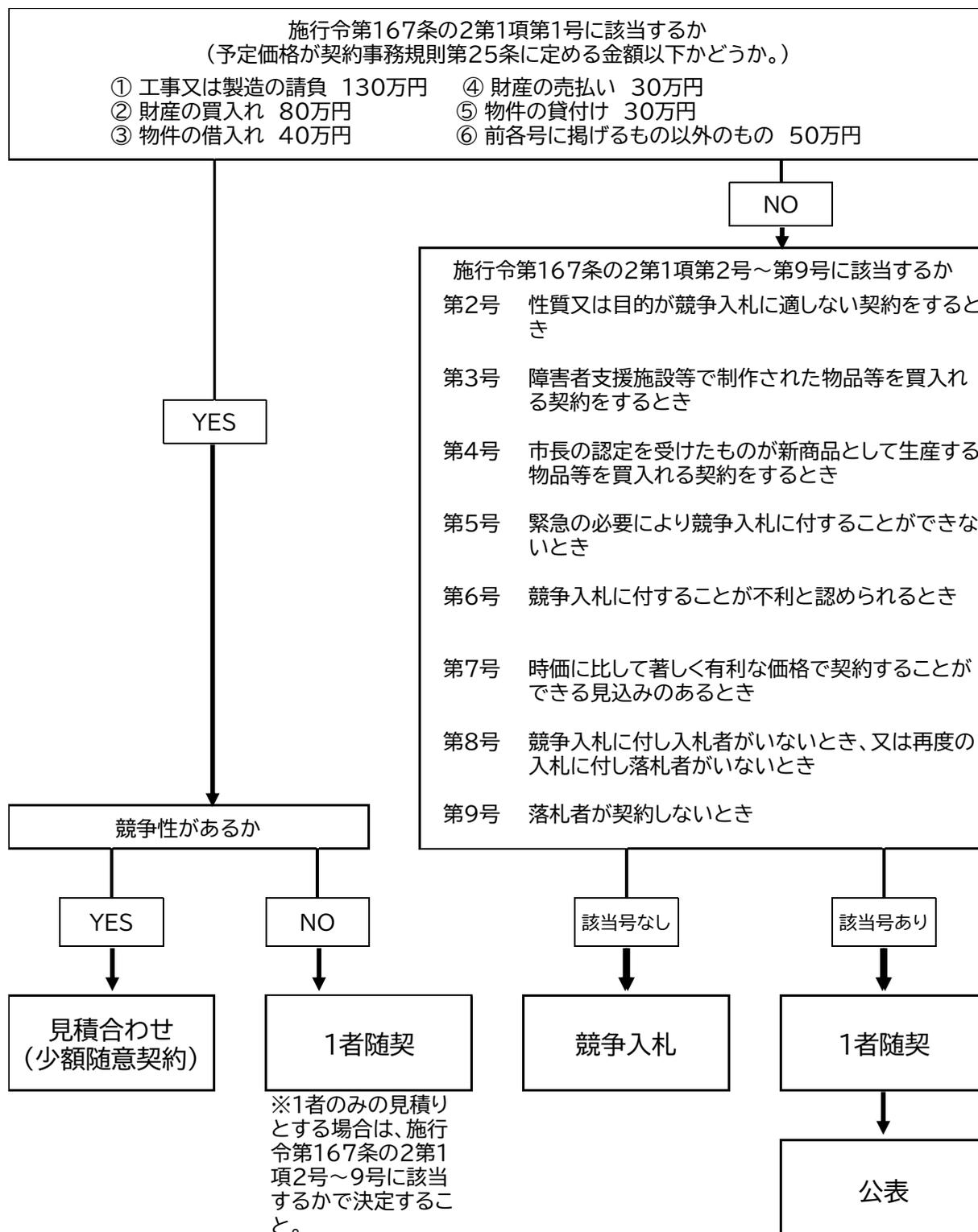
エ 催事企画、システム開発、業務運営などにおいて、高度な技術と企画開発力が求められるもの。

オ その他、プロポーザル方式により受託者を特定することが適当と認められるもの。

③ 実施要領

プロポーザル方式については、業務によって受託者に求められる資質等が異なることから、一律の要領を策定することは困難です。当該業務の内容から判断し、評価基準等を含めた実施要領は業務ごとに作成する必要があります。

8 契約方式選択のフローチャート



9 公表

1者随契により締結した契約は、契約事務の透明性及び公平性を確保するため以下に掲げる内容により公表を行います。

① 公表の対象

施行令第167条の2第1項第2号～7号の規定により1者随契としたもので、予定価格が契約事務規則第25条に規定する金額以上のもの。

| | |
|------------------|-------|
| ア 工事又は製造の請負 | 130万円 |
| イ 財産の買入れ | 80万円 |
| ウ 物件の借入れ | 40万円 |
| エ 財産の売払い | 30万円 |
| オ 物件の貸付け | 30万円 |
| カ 前各号に掲げるもの以外のもの | 50万円 |

② 公表の項目

- ア 契約担当課
- イ 契約の名称
- ウ 施行令第167条の2第1項の該当号
- エ 契約の相手方
- オ 契約日及び契約期間
- カ 契約金額

③ 公表の時期及び方法

公表は原則として1会計年度で2回とし、ホームページ上で公開することとします。

○附則

本ガイドラインは公布の日から施行する。

ただし、第9項の公表については令和5年度契約分から適用する。